

令和元年10月13日 7時00分

資料配布 近畿地方整備局

紀南河川国道事務所

台風19号に伴う国道42号の通行規制(第7報)
～通行規制のお知らせ～

○台風19号による越波により、10月12日(金)4時40分から全面通行止めを行っている国道42号東牟婁郡伊串地区～姫地区(延長約1.5km)の区間において、10月12日(土)17時00分頃、道路の陥没を発見しました。

○現在、応急復旧作業を行っているところであり、通行止め解除の時期については、見込みが立ち次第お知らせします。

■通行規制区間及び規制内容

国道42号

東牟婁郡串本町伊串地区～姫地区(延長約1.5km)

全面通行止め

※現時点では、規制解除の見込みがたっておりません。

<取扱い>

<配布場所>

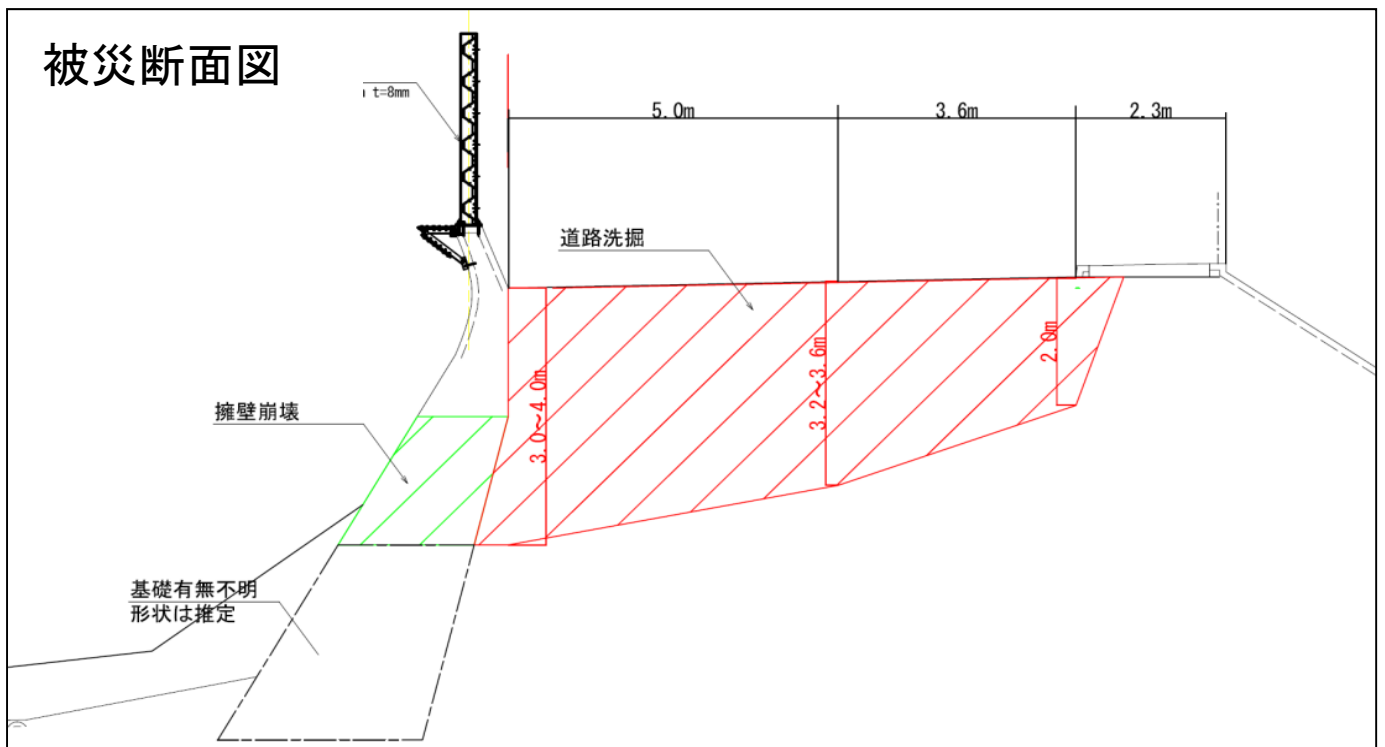
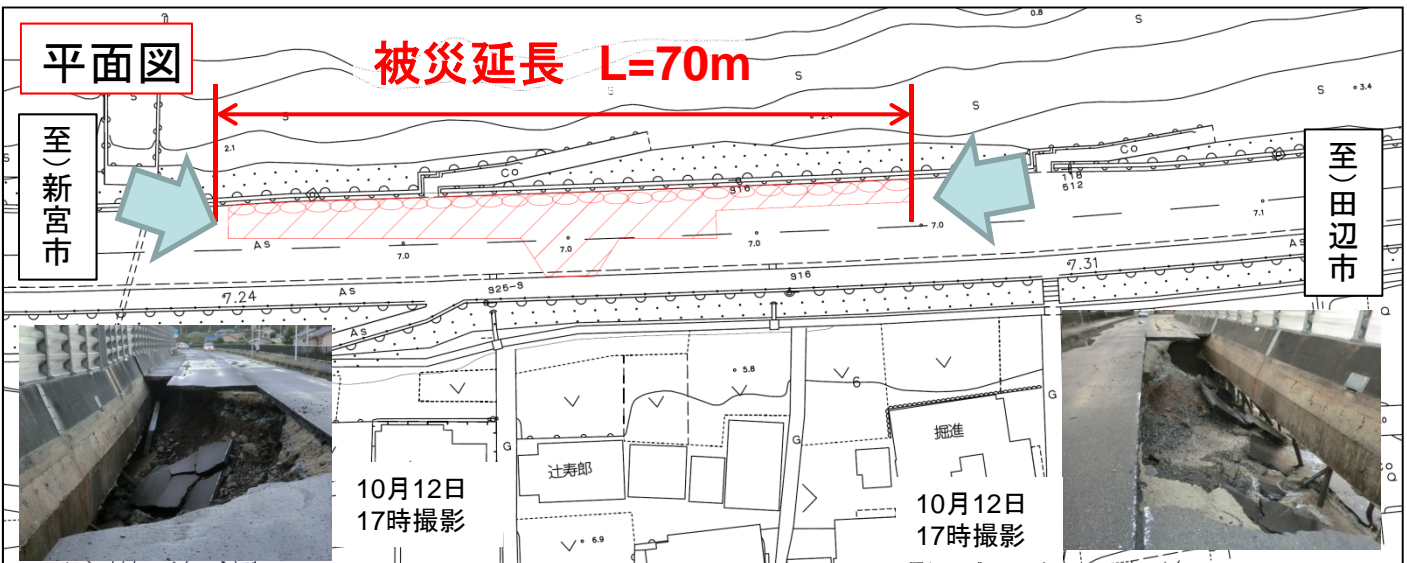
和歌山県政記者クラブ
和歌山県政放送記者クラブ
和歌山県地方新聞記者クラブ

新宮記者クラブ
新宮中央記者クラブ
田辺記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所

副所長 ワタナベ タイスケ
 渡邊 泰伴
道路管理課長 オオニシ ヒロユキ
 大西 裕之
TEL 0739-22-4564(代表)



10月13日4時撮影



10月13日6時撮影

